令和６年第２回本巣市議会定例会議事日程（第４号）

令和６年６月27日（木曜日）午前９時　開議

日程第１　諸般の報告

日程第２　議案第27号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第３　議案第29号　市道路線の認定について

日程第４　議案第30号　都市公園を設置すべき区域の決定について

日程第５　議案第31号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）について

日程第６　発議第３号　議案第31号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）に対する附帯決議

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	吉村知浩	２番	髙橋知子
３番	瀬川照司	４番	飯尾龍也
５番	片岡孝一	６番	髙橋時男
７番	寺町　茂	８番	澤村　均
９番	髙橋勇樹	10番	今枝和子
11番	髙田浩視	12番	河村志信
13番	鍔本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原　勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤　勲
企画部長	林　玲一	市民環境部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	髙橋君治	上下水道部長	青木竜治
教育委員会事務局長	髙木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保　守　康	議 会 書 記	山　本　　憲
議 会 書 記	廣　瀬　知　倫	議 会 書 記	内　木　雅　浩

午前９時15分　開議

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第１　諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第１、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長　道下和茂君。

○文教福祉委員会委員長（道下和茂君）

６月21日午前９時から、本庁舎３階第１委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には委員６名が出席し、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件１件、協議案件２件の審査を行いました。

審査、協議の前に、現地視察として根尾学園及び根尾中地区左横ずれ断層の視察を行いました。視察を終えた後、会議を再開し、初めに教育委員会関係の付託案件である議案第27号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

続いて、同じく教育委員会関係の協議案件である議案第31号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）のうち教育委員会に属する予算について、執行部からの補足説明の後、協議を行いました。

委員から、糸貫中学校での暴力対策委員の派遣について、今年度から週２回から週１回となっていることについての実情はとの質疑がございました。

次に、健康福祉部関係の協議案件である議案第31号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）のうち健康福祉部に属する予算について、執行部からの補足説明の後、協議を行いました。

委員から、新型コロナウイルス感染症予防接種に係る自己負担額について、他市の状況は、また今後、助成はこのまま続いていくのかとの質疑がございました。

以上、文教福祉委員会からの報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長　髙田浩視君。

○産業建設委員会委員長（髙田浩視君）

報告いたします。

６月24日午前９時から、本庁舎３階第１委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員６名が出席し、藤原市長、谷口副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件２件、協議案件１件の審査を行いました。

審査、協議の前に、現地視察として市道路線の認定箇所及び都市公園を設置すべき区域の視察を行いました。視察を終えた後、会議を再開し、初めに都市建設部の付託案件である議案第29号　市道路線の認定についての審査を行いました。

続いて、同じく都市建設部の付託案件である議案第30号　都市公園を設置すべき区域の決定についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第31号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）のうち都市建設部に属する予算について、執行部から補足説明はなく、協議を行いました。

委員から、もとまるパーク整備事業費について、補助金から基金繰入金などに借換えを行った詳細な内容は、補助金の額が要望より少なくなった理由は、補助金の要望額はどのように決めているのか、規約などはあるのか、一般会計の中で土木関係の予算が減っているのはなぜか、もとまるパーク整備事業に充てている公共施設等整備基金繰入金は十分あるのか、本巣市の基金は全部で幾らになるのか、現在、基金は相当減ってきている状況なのか、施設等の合理化について国から示されている指針の内容はなどの質疑がありました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第２　議案第27号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第２、議案第27号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第27号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長　道下和茂君。

○文教福祉委員会委員長（道下和茂君）

それでは、文教福祉委員会に付託されました案件を報告いたします。

議案第27号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、小規模保育事業のＡ型とＢ型の

違いはとの質問に対し、執行部から、Ａ型は職員が保育士であり、Ｂ型は職員が保育士を２分の１以上という違いがありますとの答弁がございました。

次に、小規模保育事業の対象年齢はとの質問に対し、執行部から、ゼロ歳、１歳、２歳児が対象となりますとの答弁がございました。

次に、この条例改正の趣旨はとの質問に対し、執行部から、この条例改正については、国の基準の改正に伴うものですとの答弁がございました。

次に、小規模保育事業Ａ型・Ｂ型、事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所は市内に幾つあるのかとの質問に対し、執行部からは、現在はありませんが、令和７年度に小規模保育事業所Ａ型が民間事業者により開園予定ですとの答弁がございました。

次に、事業所内保育所があると聞いているがとの質問に対し、執行部からは、この条例については認可の施設を対象としたものであり、認可の施設は来年度できる小規模保育事業Ａ型の１か所です。認可外の施設については５か所ほどありますとの答弁がございました。

次に、現場で何かが大きく変わることはないという認識でよろしいかとの質問に対し、執行部からは、そのとおりでございますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。それでは質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立です。お座りください。したがって、議案第27号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第３　議案第29号及び日程第４　議案第30号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第３、議案第29号　市道路線の認定について及び日程第４、議案第30号　都市公園を設置すべき区域の決定についてを一括議題といたします。

議案第29号及び議案第30号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長　髙田浩視君。

○産業建設委員会委員長（髙田浩視君）

報告いたします。

議案第29号　市道路線の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、本巣市の規定や規約などはあるのかとの質問に対し、執行部から、市の開発基準に基づき施工されたものを市道認定しており、開発基準の内容は、道路幅員６メーター以上であり、かつ開発区域の境界まで道路延長55メートル以内とし、それ以上の場合は転回広場を設けることとしていますとの答弁がありました。

視察先の区域は都市計画上どのような地区になるのかとの質問に対し、執行部から、田園居住地区になりますとの答弁がありました。

決まりがあるのかないのかとの質問に対し、執行部から、田園居住地区などは特定用途制限地域として条例で定められているものであり、その区分けによって工場が建てられたり、一般的な木造２階建ての建物までなどと決まっていますとの答弁がありました。

視察先の道路は幅が狭く、農道の基準と思われるが、その解釈でよいかとの質問に対し、執行部から、農道の基準程度は確保されているという解釈で結構ですとの答弁がありました。

工場など、大型ダンプが通行すると思われる場合において、道路を造ったような例はあるのかとの質問に対し、執行部から、ここ数年、住宅開発において道路を造って認定した例はありますが、大きな工場や資材置場など、１区画で新たに道路を造った例はありませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第30号　都市公園を設置すべき区域の決定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、駐車場の今後の流れはとの質問に対し、執行部から、駐車場の設計、税務署協議、用地買収、工事の発注という順番になりますとの答弁がありました。

それぞれの時期はとの質問に対し、執行部から、設計と税務署協議が７月末、工事発注が９月から10月、11月に工事開始になりますとの答弁がありました。

駐車場が増えることによって指定管理料は変更になるのかとの質問に対し、執行部から、指定管理者が管理するということになれば増える形になると思いますとの答弁がありました。

市で管理する可能性もあるのかとの質問に対し、執行部から、指定管理者にお願いする予定でいますので、指定管理者と協議しますとの答弁がありました。

現在の金額で行ってもらうことも踏まえて交渉するのかとの質問に対し、執行部から、そういったことも交渉していきますとの答弁がありました。

インター開通が遅れることによる指定管理の問題はあるのかとの質問に対し、執行部から、指定管理については公園だけであるため、特に問題はありませんとの答弁がありました。

今回の駐車場の収容台数と出入口はとの質問に対し、執行部から、収容台数は108台程度、入り口は側道から入って進入し、出口は南側からで計画していますとの答弁がありました。

都市公園にする条件はとの質問に対し、執行部から、明確な基準はありませんが、公園の広さが一定の面積で都市公園という判断になりますとの答弁がありました。

もとまる公園でのイベント等について指定管理者に要望できるのかとの質問に対し、執行部から、指定管理者は駐車場が少ないため大きなイベントができないと聞いているが、今回、駐車場が増えるということで、大きなイベントもやっていただけるのではないかと思いますとの答弁がありました。

指定管理者からもっと駐車場を増やしてほしいという要望はあるかとの質問に対し、執行部から、今回の駐車場増設以上の要望は今のところありませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第29号　市道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第30号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第30号　都市公園を設置すべき区域の決定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第５　議案第31号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第５、議案第31号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

２番　髙橋知子さん。

○２番（髙橋知子君）

補正予算説明資料ナンバー３の真正中防球ネット撤去事業について質問します。

判決からここまでまだそこまで時間はたってはいませんが、この事業を行うに当たり、実際にこれを利用する真正中学校の生徒や保護者にこれを説明する機会や、また意見を聞く機会などはございましたか。

○議長（大西徳三郎君）

教育委員会事務局長　髙木君。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

現在のところ、保護者等については説明は行っておりません。学校長に対しましては御説明のほうをさせていただいております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番　鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

今回、補正予算に防球ネットの撤去費用という形で予算が出されているんですね、454万6,000円という金額。

今の髙橋議員からの質問があったように、このことについては、造ることについては、８年ぐらい前に議会で承認をしているわけ。そして、その当時も土地の問題が絡んでいたわけでありますけれども、そのことを承知して議会は約二千数百万の防球ネットを建てることについては同意をして、予算については賛成をして、その後に工事が始まっているわけであります。裁判の結果がどうであれ、今回、議会にそのことが報告をされてなく、また明細が分からないうちにおいて防球ネットの撤去費用という形が予算に組まれてきたわけであります。

このことについて、いろいろな意見、また私も真正中学校の校長先生等々ともいろいろと話をしたわけでありますけれども、意見としては、少なくても現状のまま使えるようにしていただきたいというような要望があったわけであります。けれども、今回この予算が出されてきたことについて、どうしてそういうことの、議会に対してある程度の説明等々がないままにおいて、裁判が結審した段階において早急に予算が組まれてきたことについてのまず説明を求めます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長　髙木事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

それではお答えのほうをさせていただきます。

今回の補正予算のほうに撤去費を計上させていただいた理由につきましては、今回、６年４月25日、今回の判決を受けまして、明渡し対象地の明渡し、また使用損害金のほうが発生するということがございまして、顧問弁護士からも速やかに明け渡すことを最優先したほうがいいというような御意見もいただいたことから、今回、予算のほうを計上させていただいたといったところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番　鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

裁判の結果は確かに裁判の結果として重視しなければならないだろうということでありますけれども、これは四十数年にわたっての案件でありまして、その間、多くの議員たちがいろんな形で対応してきたかと思うわけでありますけれども、四十数年たった現在において初めて司法の判断という形が出たわけであります。その間に、前の町長さん等々との話、また覚書等々があった中において、地権者たる人と、またそうではないという市のほうの意見等々の食い違い等々があって、そして議会の中においても長年にわたってそのことが協議されてこなかったことについては、議会においてもやはり反省すべきところは多々あるだろうという思いをしておるわけでありますけれども、

先輩議員たちが20年、30年という形で、そのことについては、言葉は悪いですけれども、封印という形にして議場に出してこなかったこと自体、何かあるだろうという思いをしておるわけであります。

また、その当時の片岡町長においても、覚書という形できちんと、覚書イコール契約でありますので、約束事でありますので、したはずなんですね。けれども、そのことが覚書に記載されていたにもかかわらず、そのことが実行されなかったことについて、トラブルという形で今に至っているわけなんです。

今回、そのことについて司法の判断を仰いで、結果として今言われるように、土地は、理屈としては私は納得ができないところもあるんですが、時効取得という形で判決が決定をされた。だから予算を組んできたということでありますけれども、これを本当に今そのままそっくり分かりましたといって工事にかかることにおいては、当然次の、防球ネットを外すことについては、予算を認めれば当然外すであろうと。そうすれば、当然工事を、また新たに防球ネットを張らなければ、学生等々が安心して運動もできない。また、よそ様のところに球等々が飛んでいったりすることについて、伸び伸びと運動ができないというふうになるだろうということになれば、防球ネットをまたすぐに建てる予算を９月にはまた出してくるんではないかと推測されるわけでありますけれども、そうなってくると、またその次に、グラウンドが狭くなってきた、何とかしてほしいという要望が出るであろうと思う。また、それに対する土地の購入費等々をまた検討しなければいけなくなってくるだろうと思う。そういうことにおいて、当然分かっているのに関わらず、議会のほうにそういう提案、また相談等もなく今回こうやって寄せられたわけでありますけれども、これを凍結するとか、もしくは撤回するとか、この予算を。そういうような覚えはあるのかないのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

先日の議会の一般質問で、そのときの御質問に対して私からお答えいたしておりますとおり、今回の判決は判決として、これは尊重しながら、そしてできれば、先ほど来お話もありましたように、現在中学校の生徒がグラウンドを使っておりますので、現状のまま使うことを何とかできないだろうかということで、相手もあることでございますけれども、一度交渉させていただいて、もしそれでうまく解決できればこの予算を不執行ということにも考えていきますという御答弁をさせていただいておりますし、また、相手があることですから約束はできませんけれども、我々としては、何とか学校側の意向、そして子ども、父兄さん、そもそもこの工事をしたのも父兄の皆さん方の強い要望もあって、議会の御要望をいただいてやった経緯がありますので、できる限りこういう現状でこの後も使っていけるような、そういう方法を相手方と御相談しながら前へ進めていきたいなというふうに思っておりまして、そういう形の御答弁をさせていただいたと思っております。

そして、予算の執行につきましても、これは不執行、もしくは繰越し等々の手続をして、できるだけ速やかに、予算計上の制限がありますので、いつまでも、５年も10年もずっとほかっておくわけにいきませんけれども、その予算の執行が可能な時期まではしっかりと交渉もしながら、できれば、私も答弁させていただいたように、使わない手法でできれば、これが一番御父兄にも、そしてまた議会の皆さん方にもお応えできるんじゃないかというふうに思っております。

特に今回はそういうことで、議員の皆さん方からも、事前にお話ししたときにも、何とか議会としても交渉してしっかりと対応したらどうだというお話もいただいておきましたので、そういうことも踏まえて議会で答弁させていただいたということでございますので、ぜひその辺をお含みいただいて、この推移を、また当然、そのときにも答弁しましたけれども、議会ともしっかりと相談しながら進めていきたいという御答弁を申し上げておりますけれども、今後も議会の皆さん方にも御相談しながら、できるだけいい方向、そして父兄、そして子どもたちが望む方向で解決していければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○１３番（鍔本規之君）

結構です。

○議長（大西德三郎君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

１番　吉村君。

○１番（吉村知浩君）

先ほど知子議員からも質問がありましたが、実はこの問題、真正中学校のＰＴＡ会長が知らなかったと言っていて、裁判で負けたこと自体を知らなかったということがありまして、当事者は真正中学校に通う子どもたち、そしてこれから真正中学校に通うであろう子どもたちが当事者になると思います。その保護者が全くこの件をしっかり説明を受けていないということで、間違った情報や臆測でいろんな情報が飛び交っているのが今現在であるんですが、一度ＰＴＡを対象とした説明会などを開く必要性というのを感じているのかどうか質問させていただきます。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長　髙木君、お願いします。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

先ほど髙橋知子議員にもお答えしたとおり、校長までの、今とどめていた段階でございますので、今後、ＰＴＡ会長等、学校とも調整をさせていきながら、保護者に対しての説明につきましては検討させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西德三郎君）

８番　澤村均君。

○８番（澤村　均君）

今、市長さんの言われた今後の方針とか、結果とかというのは、これからいいほうに進むのではないかという期待を持ちつつですが、私も新聞紙上で見まして、それからいろんな時系列の資料も拝見しました。合併前の負の遺産であったということ、こういうものが、法律家も交えながら議会でも討論されてきた中で、ちゃんと新しい、合併してこの市に受け継がれたのかとか、その間の法律家を交えた協議の中で２回審判が行われて、勝って負けたということが結果的にあるわけですけど、悪い言い方をしますと、放っておいたというのは、これはもう行政の怠慢であると私は思います。今後とも、こういうことのためにも、全て法律のことは法律の専門家を交えて細かい打合せをしていただきたいためにも、こういう受け継ぎがどのようになされてきたかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

本件につきましては、先ほど来お話がありますように、もう40年以上前ぐらいの昭和55年ぐらいから始まっているお話で、合併前の真正町のときのお話でございます。その後、合併したわけでございますが、その時点で市としては特に引継ぎは受けていないということでございます。

それから、あと法律家を交えてというお話でございますが、本件が問題になりました平成26年、27年ぐらいだったと思いますが、それ以降は顧問弁護士とは協議をして進めておったというところでございます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

２番　髙橋知子君。

○２番（髙橋知子君）

補正予算説明資料ナンバー１、新型コロナウイルス感染症予防接種事業について質問します。

事業の目的のところに令和５年度で全額公費の特例臨時接種が終了し、Ｂ類疾病の定期接種となったことによってと説明がありますが、Ｂ類疾病の定期接種になったことによって、インフルエンザ予防接種と同様に、接種の努力義務や、また勧奨などもなくなったというふうに理解していますが、このように自己負担が３割になるようにはどのように決められたのか質問します。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、今回の新型コロナウイルス感染症予防接種事業、受益者負担ですね、自己負担３割になった経緯について御説明申し上げます。

今回、Ｂ型疾病の定期接種という区分に変更になりました。昨年度までは、いわゆる臨時接種と

いうことで、いわゆる法定受託事務というような、国が決めたルールにのっとって、実行は市でやると。公費負担によって全額支払われて利用者負担がゼロということでございます。

今年度から、Ｂ類疾病の定期接種というのは、いわゆる自治事務に当たりまして、市のほうで裁量権があると、議員申されたように、利用者負担が徴収できる制度でございます。

この制度、ほかにこの区分につきましては、もう今から二十数年前に高齢者のインフルエンザの予防接種が入っておりますし、もう一つは、今から10年ほど前からですが、肺炎球菌ワクチン、これも高齢者対象でございます。

その当時、今から20年ほど前に高齢者のインフルエンザ予防接種の利用者負担を決定する際でございますけれども、当時のいきさつをその職員に確認しましたところ、やはり医療保険という制度が、健康保険ですね、医者にかかる。それが基本的には３割負担という、そういった例を基に、当時、まだ合併前ですので、７町村と本巣郡の医師会、またまた全国的にも３割負担ということでそういう利用者負担が決まったということで、その当時の調整を基に、今回、新型コロナウイルスワクチンも同じ区分に追加という位置づけでございますので、その３割負担を踏襲したということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西德三郎君）

髙橋知子さん。

○２番（髙橋知子君）

ほかの委員会を傍聴したのですが、委員会の中でも近隣の市町なども大体同様の受益者負担額で接種を進めるということなど、今の御答弁の中でも十分承知はしているのですが、あえて質問したいのですが、この３割を５割にするということも可能なんでしょうか。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの質疑について、答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えを申し上げます。

先ほどの御質問の中で、市町村に裁量権があるということで、できるかできないかと言われると５割ということも不可能ではないです。ただ、先ほど申し上げたとおり、このＢ類疾病の定期接種につきましては、もう二十数年の歴史がございまして、その中で協議がされております。それをあえて５割にする理由ということで、何か特殊事情がございましたら検討する必要がございますが、現在のところそういったものはないというふうに判断しておりますことを御理解賜りたいと思います。

○議長（大西德三郎君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番　鍔本君。

○１３番（鍔本規之君）

ただいま議題となっております議案第31号について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

質問等々の中においても市長さんのほうからの答弁等々をお聞きいたしましたけれども、やはり納得できないところもあります。今予算においては、物価が上がってきたことにおいて、学生たちに食べてもらう給食費等々、また物価高騰に対する市民に対する手当てもきちんとなされているなあというふうに思うわけでありますけれども、予算的に多く反対するものもないという中にありますけれども、ただ１点、この真正中学校の防球ネットの撤去費用というものについては、どういう説明をいただこうとも、やはり、ああそうですかと簡単に認めるわけにはいきません。

先ほどの質問の中にもありましたように、この案件というものは、議会が最初に認めて防球ネットを建てることを認めたんです。当然その目的はいろいろあったかと思うんですけれども、四十数年、先輩議員たちが棚上げにしてきた問題をもう解決をしたいと、またすべきであろうという思いの中で、市民が何とかしてくださいという声もある中において、この防球ネットを建てることについては議会が認めたわけであります。当然認めれば、これは私の土地だと言っていた地権者から何らかの行動が起きるであろうということをあえて承知して予算を議会は認めたと思っておりますし、私はそういう思いで賛同をしたわけであります。案の定、その思いのとおり、市が市民を訴えるわけにはいきませんので、市民から市に対して異議申立てが出たわけであります。そして、結果が出たということについては非常にありがたいなあという思いではありますけれども、けれども唐突に出されたような案件について、素直に分かりましたというわけにはいきませんので、この予算については反対をしたいと思っております。

議員各位におかれましては、御理解いただきまして、賛同していただくことを切にお願いをして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の諸君の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

１番　吉村君。

○１番（吉村知浩君）

賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの質疑の際、藤原市長のほうから柔軟性を持って対応していただけるということもいただ

いております。そして、議会として、この後附帯決議を出して注視し、この予算の執行については共に監視していきたいと思っております。

この予算を否決するということは一つの選択肢を奪うことにもなります。全ての選択肢を残してこの問題と向き合っていく、議会と執行部と共に向き合っていくためにも、ぜひこの予算は賛成したいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論。

〔挙手する者あり〕

２番　髙橋知子さん。

○２番（髙橋知子君）

私は、反対の立場で討論をします。

今回の予算は、こどもの権利条例制定事業などすばらしい事業も入っていますが、先ほど質問しました２つの事業について主に反対します。

まず真正中学校防球ネット撤去事業については、先ほども質問しましたが、事前の対話が不十分だと思い反対します。真正中の子どもたちや保護者にも、この運動場に対してどういうふうに考えているのか全く今のところ不明で、そのように実際利用する方たちがどうしたいのかが分からないまま、いきなりの予算に大変疑問を覚えます。裁判の結果は聞いていますが、このほかに可能性がないのか、いま一度、議会だけでなく、学校や生徒、保護者の意見を踏まえた上で再度検討をしていただきたいと思います。

もう一つは、新型コロナワクチン接種についてです。

この事業について反対する理由は２つあります。

まず１つ目は、このワクチンの副反応についてはまだよく分かっていないということです。ワクチンは、多くの医療行為と同様に、感染予防や感染拡大の防止などのメリットがあることは承知していますが、副反応などのデメリットもあります。今までのワクチンとこの新型コロナワクチンは根本的に作り方が違いますが、そのためか、歴史上類を見ない頻度で接種後の副反応報告が上がり、その中には重篤な後遺障害や死亡例も多数含まれています。市内にもそういった方がいらっしゃいます。今年４月には国に対して集団訴訟が起こり、それ以後もワクチン関係で幾つか訴訟がありますが、少なくともこの裁判には短くても３年はかかるというふうに言われています。これらはまさに氷山の一角で、皆さんも周りで一度ぐらいワクチンで困ったことになった話などを聞いたことはないでしょうか。メリットはあるかもしれませんが、とにかく副反応についていまだよく分かっていないワクチンであるということは間違いありません。

新型コロナワクチンの国内での総接種回数は４月１日までに４億3,619万回ですが、これは世界でも類を見ない頻回接種だそうです。このような世界の流れと逆行するような事業を推進するかのような一般財源の使い方にまず反対します。

２つ目の理由は、高齢者の健康を考えての一般財源であるならば、同じ金額で、希望者だけでな

く、例えば熱中症対策で電気代を補助するなど、広く利用するほうが市民のためにいいのではと考えるからです。

新型コロナワクチンの全額公費による接種は2024年３月31日で終了していますが、以後、接種費用は7,000円を基準とし、各自治体ごとの金額前後の費用負担となっています。委員会での質疑答弁にもあったとおり、近隣市町村も似たような負担で致し方ないとも思いますが、ここは本当に本巣市民のことを考えていただきたいと思います。

本巣市の接種する高齢者の人数は、完全無料の際に約50％ということで、これ以上の方が、幾ら安くとも、有料になった接種を受けるとも思えません。それでしたら、同額の金額をワクチンに使いたい方は使い、それ以外の健康法に使いたい方は使ってもらえるような予算を望みます。

以上の理由から反対討論とします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありましたけど、ほかに賛成の討論。

〔挙手する者あり〕

飯尾議員。

○４番（飯尾龍也君）

私は、賛成の立場から討論させていただきます。

まず真正中学校のグラウンドに関しては、先ほども質疑の中で市長さんが予算の不執行、またこれから、相手方がありますけど、交渉するというお言葉をいただいたので、それをしっかり受け止めて予算に賛成したいと思っております。

また、裁判の流れからしたら、多分市がグラウンドを拡張したときに工事差止めを相手方がすればよかったと思いますけど、そういうこともないということは、もう従前からグラウンドで使用してもらっていいよという、僕は地主さんの考えだと思っています。あとはお金次第かと思っているものですから、ぜひ前向きに交渉していただきたいと思っております。

もう一つ、ワクチンに関して言いますと、確かにワクチンをして副反応がございますけれど、ワクチンを打ちたいという市民の方も多分おられると思います。やっぱり選択肢として、行政サービスとしては提示するべきであり、これも予算に組み込んでも全然問題はないと思います。

以上によりまして賛成といたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論。

〔挙手する者あり〕

８番　澤村君。

○８番（澤村　均君）

私の先ほどの質問の中で、執行部だけに怠慢があったような言い方をしたように思います。当然その中に携わっている議会にも大変な怠慢があったと思い、あえて今回の反対の意見としまして、こういった、市民の方でもそうですが、とにかく事が起きて、長引けば長引くほど傷口が深まる。

早く解決するにはやっぱり議会と行政が一体になって解決する。こういう考え方で進めていけば、物事はあまりいざこざがひどくならない。その中に、また例の法律家の問題でありますが、ちゃんとした、しっかりとした法律家がいれば、もうちょっとしっかりとした対応ができたかと思い、今回のこの予算、真正中のグラウンドの予算については反対の意見とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

反対の意見がありましたけど、賛成の意見はありますか。

〔挙手する者あり〕

道下君。

○１５番（道下和茂君）

本補正予算に対する賛成の立場から賛成の意見を述べさせていただきます。

ただいま執行部や議会に怠慢があったという声も上がりましたけど、決して別に怠慢をしておったわけではないと私は思います。子どもたちのためにと思って、よかれと思ってやってきた。なお、その判例が出て、市のほうが勝訴したということで予算も置かれたのかと思います。

そのことについて、真正町時代から議員をやってみえる方はしっかりと分かっておったと思いますが、私どもは、本当に詳しい内容は分からずと予算審議に臨んだというとおかしいと思いますが、そういう状況の中で、本当に誰がどうこうというふうじゃなくして、本当に子どもたちのためにどういう方法がいいかということで執行部も考えて提案をされてきたと思います。

今回についても、こういう結果になりまして、市長をはじめ一生懸命汗をかいて、何とかこの状況で使いながら早く解決をしていきたいという先ほどの答弁でございますので、そういう立場の執行部もしっかりと分かっております。

そしてまた、今回、この予算に対する、真正中学校については附帯決議も議員から出されております。そうしたことを重んじ、私はこの補正予算に対し、賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。お座りください。したがって、議案第31号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第６　発議第３号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第６、発議第３号　議案第31号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）に対する附

帯決議を議題といたします。

発議第３号について、提出者に説明を求めます。

１番　吉村知浩君。

○１番（吉村知浩君）

議案第31号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）に対する附帯決議について。

提出者、吉村知浩。賛成者、道下和茂議員、鍔本規之議員ほか９名。

令和６年度本巣市一般会計補正予算（第２号）のうち、「真正中学校屋外運動場防球ネット撤去事業」に係る予算計上については、名古屋高等裁判所の判決により時効取得で真正中学校グラウンドの一部土地を相手方へ所有権を明け渡すことから防球ネット等の撤去、移設等が必要となったものである。

明渡しに伴い、現在まで活用できていたグラウンドの一部が使用できなくなることから、生徒がよい環境の中で勉学を行うことができるよう、また市民の方々がスポーツ活動、地域活動として使用できるよう、以下の意見を付するものとする。

１つ、明渡し後も支障がなく生徒がよい環境の中で施設が使用できるよう努めること。

２つ、防球ネット等の撤去については、処分を行わず資材の有効活用を図ること。

３つ、議会及び関係部局間と緊密に連携を取りながら調整し進めること。

以上、決議します。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第３号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第３号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第３号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、発議第３号　議案第31号　令和６年度本巣市一般

会計補正予算（第２号）に対する附帯決議は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で、本会議に提出された案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和６年第２回本巣市議会定例会を閉会します。24日にわたりまして、大変お疲れさまでした。

午前10時16分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長　　大　西　徳三郎

署名議員　　髙　橋　時　男

署名議員　　寺　町　　茂